

# 静岡県保険者協議会作業部会設置運営要綱

## (目的)

第1条 静岡県保険者協議会作業部会は、静岡県保険者協議会設置運営規程第8条の規定に基づき、静岡県保険者協議会の事業等の具体策について、実務レベルでの検討を行うことを目的とする。

## (事業)

第2条 静岡県保険者協議会作業部会は、前条の目的を達成するために、次の事項に関するものについて協議を行うものとする。

- (1) 医療費データ等に関する情報の収集
- (2) 各保険者間における医療費データ等の共同分析
- (3) 保健事業、特定健診等に関する情報の収集・支援
- (4) 各保険者間における保健事業の共同実施
- (5) その他目的達成に必要な事項

## (構成)

第3条 静岡県保険者協議会作業部会は、次の者を委員として構成する。

- (1) 静岡県健康福祉部医療健康局国民健康保険課を代表する者
  - (2) 全国健康保険協会静岡支部を代表する者
  - (3) 健康保険組合を代表する者
  - (4) 国民健康保険の保険者を代表する者
  - (5) 共済組合を代表する者
  - (6) 静岡県後期高齢者医療広域連合を代表する者
  - (7) 静岡県国民健康保険団体連合会を代表する者
- 2 静岡県保険者協議会作業部会は、県担当部署、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会及び保健師会を代表する者、学識経験者並びに企業及び大学等の関係者等の参画及び助言を求めることができる。

## (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (役員)

第5条 静岡県保険者協議会作業部会に、次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名

(2) 副部長 2名

2 役員は委員の互選により選任する。

(役員の職務)

第6条 部長は、会務を総理し、静岡県保険者協議会作業部会を代表する。

2 副部長は、部長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席のときは、その職務を代行する。

3 役員は、その任期が満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を代理する。

(議事)

第7条 静岡県保険者協議会作業部会は、必要に応じて部長が招集し、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 静岡県保険者協議会作業部会の議事は、委員のうち会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、部長の決するところによる。

(事務局)

第8条 静岡県保険者協議会作業部会の事務は、静岡県健康福祉部医療健康局国民健康保険課及び静岡県国民健康保険団体連合会が処理する。

(その他)

第9条 この運営要綱に定めるもののほか、静岡県保険者協議会作業部会の運営その他庶務の分担に関する事項については、静岡県保険者協議会会長が別に定める。

附 則 (平成28年度 2月25日要綱第1号)

1 この運営要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この運営要綱の施行の際現に改正前の静岡県保険者協議会作業部会設置運営要綱第3条第1項に規定する委員(以下「旧委員」という。)である者は、改正後の静岡県保険者協議会作業部会設置運営要綱第3条第1項に規定する委員(以下「新委員」という。)となるものとみなす。この場合において、新委員としての任期は、旧委員の残任期間とする。

附 則 (平成30年 2月22日要綱第1号)

この運営要綱の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年 2月28日要綱第1号)

この運営要綱の改正は、平成31年2月28日から施行する。